

社会福祉法人聖和福祉会

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人聖和福祉会定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等について定める。

(定義)

第2条 この規程において、用語の定義は次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費、宿泊費及び日当等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員に、職務執行の対価として報酬等を支給することができる。また、社会通念に照らし、過度に高価ではない価格の範囲内で、歳暮等の商品を贈答することができる。

- 2 常勤役員には、月額報酬、賞与、その他手当を支給することができる。
- 3 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

(報酬等の額)

第4条 常勤役員の月額報酬、賞与、その他手当及び非常勤役員の報酬は、別表1に定めるとおりとする。

- 2 評議員の報酬は、別表2に定めるとおりとする。

(費用の弁償)

第5条 役員及び評議員が会議に出席する場合及び法人業務のため出張する場合は、別表3により費用を支給することができる。

- 2 費用は原則として、出張終了後支給することとするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。
- 3 この法人の施設職員を兼務する理事長及び理事は職員旅費規程を準用する。

(報酬等の支給日)

第6条 役員の報酬等の支給日は、職員の給与の支払いの例による。

2 評議員の報酬等は、6月に行われる定時評議員会を基準日とし、その日に評議員として籍を置く者に、翌月の職員の給与の支払日に年報酬として支給する。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込みするものとする。

2 報酬等は、法令の定める控除すべき金額等を控除して支給する。

(公表)

第8条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定める。

附 則

1 この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成23年12月17日から施行し、平成23年10月1日から適用する。

附 則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から、平成28年会計年度終了後3ヶ月以内に開催される定時評議員会において決議される新たな役員及び評議員の報酬等に関する規程が施行されるまでの間施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月20日（定時評議員会の議決日）から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成31年1月15日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和3年6月17日（定時評議員会の議決日）から施行する。

別表 1

役員報酬（第4条第1項関係）

常勤理事長	◎国家公務員給与表6級から8級を基準に、近隣の市町の部課長の報酬を参考にして、年報酬総額700万円程度から1,000万円の範囲内で支給する。 ◎賞与については、職員に支給する支給率の範囲内で勤務実態に即して支給する。
非常勤理事長 業務執行理事	◎時給2,500円とし、非常勤理事報酬と併せて支給する。 ◎賞与については年間100万円の範囲内で勤務実態に即した額を年2回支給することができる。
常勤理事	◎国家公務員給与表4級から6級を基準に、近隣の市町の係長から部課長の報酬を参考にして、年齢、学歴、経験年数、役職等を考慮し、年報酬総額500万円程度から800万円程度の範囲内で、理事長が定める。
非常勤理事	◎月額3万円の範囲内で支給する。
非常勤監事	◎月額3万円の範囲内で支給する。

1. 理事会、評議員会、その他会議及び監事監査に出席した場合の報酬を含む。
2. 監事について、評議員選任・解任委員会に出席した場合は、評議員選任・解任委員会運営細則に定められた額を支給する。
3. 常勤理事長、常勤理事についての諸手当は、聖和福祉会給与規程により支給する。

別表 2 (第 4 条第 2 項関係)

評議員	◎年額 1 0 万円の範囲内で支給する。
-----	----------------------

別表 3 (第 5 条関係)

役員及び評議員交通費

費用	交通費内訳	会議 1 回当交通費
交通費	片道 3 0 km 以内	1, 0 0 0 円
	片道 3 0 km 以上 5 0 km 未満	2, 0 0 0 円
	片道 5 0 km 以上	3, 0 0 0 円
	高速道路通行料等	実費

役員及び評議員出張旅費、宿泊費等

旅費	宿泊費	報酬 1 日当たり	駐車料金等
実費	実費 限度額 2 0, 0 0 0 円	県内 1, 4 0 0 円 県外 2, 0 0 0 円	実費

1. 自家用車を使用した場合は、職員の自家用車による通勤又は出張の承認に関する基準「別表 1」を準用する。